

<今号の内容>

1. 社会福祉法人制度見直しの検討事項「経営組織の在り方」が議論される
～ 第2回社会保障審議会 福祉部会 ～

1. 社会福祉法人制度見直しの検討事項「経営組織の在り方」が議論される ～ 第2回社会保障審議会 福祉部会 ～

9月4日（木）、第2回社会保障審議会福祉部会が開催され、本部会における社会福祉制度の見直しに関する論点として、以下の7点が示された。

（当日資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000056682.html>）

また、検討における基本的な視点として、①社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行う非営利法人であり、地域の福祉基盤としての役割を果たしてきたこと、②平成18年の公益法人改革によって、機関や財務会計が大幅に見直されたこと、③多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するとともに、ガバナンスの確保など社会福祉法人の公益性を担保できる経営組織を検討する必要があること、を確認した。

【社会福祉制度の見直しに関する論点】	
【検討事項】	【論点】
社会福祉法人制度の意義	
経営組織の在り方	➤ 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ➤ 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ➤ 監事の位置付け・権限・責任 ➤ 会計監査人による財務監査 等
業務運営・財務運営の在り方	➤ 社会福祉法人が担う事業の範囲と位置づけ（「社会貢献活動」含む） ➤ 業務運営の規律 ➤ 財務運営の規律（いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む） ➤ 経営力向上の方策 等
運営の透明性の確保の在り方	➤ 財務諸表、活動状況、経理状況（役員報酬、調達等）の公表 ➤ 都道府県、国における情報集約と公表 等
法人の連携・協働等の在り方	➤ 法人の再編等の仕組み ➤ 複数法人による協働の仕組み 等
行政の関与の在り方	➤ 適正な運営を確保するための指導監督 ➤ 法人の育成の観点からの指導監督

	➤ 国、都道府県、市の役割と位置づけ 等
他制度における社会福祉法人の位置づけ	➤ 社会福祉施設職員等退職手当共済 等

上記をふまえ、第2回は「経営組織の在り方」について議論を行った。
厚生労働省から示された論点は以下のとおりである。

「組織経営の在り方」論点

1. 理事・理事長・理事会に関する事項

- (1) 理事・理事長・理事会の位置づけ・権限・責任
- (2) 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用
- (3) 理事の定数
- (4) 理事の構成

2. 評議員・評議員会に関する事項

- (1) 評議員・評議員会の位置づけ、権限、責任
- (2) 評議員の定数・任期・兼職禁止
- (3) 評議員の選任・解任方法
- (4) 評議員の構成

3. 監事に関する事項

- 監事の位置付け・権限・責任

4. 会計監査人に関する事項

- 会計監査人の位置付け・権限・責任

1. 理事・理事長・理事会に関する事項

厚生労働省から示された以下の考え方にもとづき、議論が行われた。

理事・理事長・理事会に関する事項の考え方

- (1) 理事・理事長・理事会の位置づけ・権限・責任
 - ・理事の義務と責任を法律上明記してはどうか。
⇒善管注意義務、忠実義務、法人に対する損害賠償責任、特別背任罪の適用 等
 - ・理事長を代表権を有する者として位置付け、権限と義務を法律上明記してはどうか。
⇒業務の執行、理事会への職務執行状況の報告 等
 - ・理事・理事長に対する牽制機能を働かせるために、理事会を法人の業務執行に関する意思決定機関として位置づけ、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職等の権限を法律上明記してはどうか。
⇒業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職、計算書類・事業報告の承認 等
- (2) 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用
 - ・理事等の特別背任罪、贈収賄罪の適用等公益法人制度改革と同様の見直しを検討してはどうか
- (3) 理事の定数
 - ・理事の定数については、適正な運営の確保という視点も踏まえ、現行の運用上の要件

(6人以上)を法律上明記してはどうか

(4) 理事の構成

- ・ 社会福祉法人の高い公益性に鑑み、他の法人類型の取扱いを参考にしつつ、社会福祉法人に係る現行の運用上の親族等特殊関係者の制限を法令上明記してはどうか
- ・ 地域ニーズに即した質の高いサービスを機動的な経営により提供するため、社会福祉事業に係る学識経験者又は地域の福祉関係者、施設長等の事業部門の責任者の選任を法令上明記してはどうか

委員からの主な意見（事務局整理）

- ・ 全国経営協は、社会福祉法人のガバナンス等をめぐる報道や指摘を十分理解しており、この間、会員法人とともに「社会福祉法人アクションプラン 2015」に基づいた取り組みを継続している。

今回示された見直し案についても真摯に議論を行うが、制度見直しにあたっては形骸化を防ぎ、実効性のある仕組みを構築していただきたい。また、不適切な経営を行っている社会福祉法人に対しては、厳しい対応がとれるような仕組みを作っていただきたい。（磯参考人・武居委員代理）

- ・ 公益財団法人制度をベースにした改革方針について異論はないが、理事会、評議員会というように部分的な検討では全体像が見えにくく、適切な議論につながらない。また、社会福祉法人の制度を公益財団法人制度に合わせていくのではなく、社会福祉法人に適した制度構築に向けた検討を行うべきである。（福岡委員）
- ・ 社会福祉法人は学校法人と比べて、規程の整備と運用のチェック機能が十分ではない。学校法人は権限規程が細分化されており、それにもとづきチェックが行われているため、社会福祉法人で指摘されている理事長の私的流用や高い報酬を事前にチェックすることができる。社会福祉法人には、学校法人並みの権限規程を定めるべきである。（対馬委員）
- ・ 理事の定数について、理事会で重要事項を議決するには理事の過半数を超える承認が求められ、理事6人の場合（議長を除く5人のうち）4人以上の承認が必要となる。理事会で意見が合わない場合、議決できない案件が発生する。理事定数の根拠は明確にするとともに、議決を考慮すると奇数とするべきではないか。また、理事の選任については、公金支出の適正化を担保できる人材を選任すべきである。（西條参考人・黒岩委員代理）
- ・ 運用上の要件を法律上明記することは賛成である。理事の定数は、6人よりも少ない人数で検討するべきではないか（藤野委員）
- ・ 理事の選任要件については、法人の理念や方針が特有であり、また法人の主体性を担保する必要性から、選任要件は法人に委ねるべきではないか。（磯参考人・武居委員代理）
- ・ 公益法人よりも厳しい規程を設けることには賛成である。しかし、小規模の社会福祉法人には配慮すべきではないか。（鎌倉委員）
- ・ 今回示された考え方に異論はないが、公益法人は事業性がない法人であるため、事業性のある社会福祉法人制度の枠組み検討する際には、参考にとどめたうえで必要な検討を行う必要がある。（松原委員）

- ・ 公益法人のように業務執行理事の役割を明確化すべきである。そうすることで、業務執行理事は、3か月に1回理事会での報告義務があるため、理事会が3か月に1回開催され、監事が必ず出席することで牽制機能を果たすことができる。また、通知や定款準則は法律ではないので、記載されている内容を法律にて示すべきである。（福岡委員）
- ・ 同族支配の禁止については、一般財団法人・公益財団法人と同じ水準にするべきである。（花井委員）
- ・ 法人に対する損害賠償責任の範囲はしっかり検討すべきである。（小林委員）
- ・ 福祉施設職員の退職理由として、「法人の理念や運営のあり方に不満がある」と回答する方が多い。社会福祉法人は、公益法人と同等以上の透明性の確保をしていくことで、将来の福祉人材確保にもつながるのではないか（石橋委員）

2. 評議員・評議員会に関する事項

厚生労働省から示された以下の考え方にもとづき、議論が行われた。

評議員・評議員会に関する事項の考え方

(1) 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任

- ・ 社会福祉法人の高い公益性に照らし、一般財団法人・公益財団法人と同様に、評議員会を最終的な意思決定機関（議決機関）として法律上位置付けではどうか。
- ・ 理事・理事長に対する牽制機能を働かせるため、評議員会に、理事、監事、会計監査人の報酬や選任・解任等の重要事項に係る議決権を法律上付与してはどうか。
※報酬の支給基準については、業務運営・財務運営の在り方にも関連
- ・ 重要な役割を担う評議員の権限・責任を法律上明記してはどうか・
⇒評議員会の招集請求権、善管注意義務、損害賠償責任 等

(2) 評議員の定数・任期・兼職禁止

- ・ 評議員と理事等の兼職は禁止してはどうか
- ・ 評議員の定数については、兼職を禁止した上で、「理事の定数を超える数」としてはどうか
- ・ 任期については、一般財団法人・公益財団法人を参考に、中長期的な牽制機能を確保する観点から、4年としてはどうか。

(3) 評議員の選任・解任方法

- ・ 社会福祉法人の評議員の選任・解任については、一般財団法人・公益財団法人を参考に、定款で定める方法（選任委員会、評議員会の議決等）によることとした上で、理事又は理事会が評議員を選任又は解任できないようにしてはどうか。

(4) 評議員の構成

- ・ 評議員会を議決機関として位置付ける場合には、事業に対する識見を有し、中立公正な立場から審議を行える者であることを重視した構成とすべきではないか。

委員からの主な意見（事務局整理）

- ・ 評議員会の設置を義務付けることは賛成であるが、議決機関とした場合に迅速な経営判断の妨げとなる懸念があるため、一足飛びに議決機関とすることについては慎重

に検討すべきと考える。(磯参考人・武居委員代理)

- ・ 一部の社会福祉法人によって、社会福祉法人全体の信頼を落としてしまっていることが非常に残念であるが、そこには社会福祉法人の構造上の問題があると考ええる。対応方法として、公益法人制度改革にならい、同様の仕組みを作っていく必要がある。また、通知や定款準則で定められていることは法律に明記する必要がある。ただし、評議員会を議決機関とすることについては違和感を覚える。(関川委員)
- ・ 公益性の高い法人として評議員会の設置は、必要であると考えるが、一法人一施設など小規模法人をはじめ、成り手の確保が非常に難しいという現状もある。全国でも同じような状況の保育所は多いと思われるため、制度見直しの際には配慮をお願いしたい。(高橋英治委員)
- ・ 現状では、介護保険事業や保育所のみを行う法人では評議員会の設置は免除されているが、地域ニーズを法人経営に取り入れるために評議員会は必要である。しかし、評議員会が担う機能や権限の見直しについては慎重な検討が必要である(橘委員)。
- ・ 評議員会の必置は行うべき。その際、小規模法人への配慮は検討する必要がある。また、評議員の選任方法については、現在の方法ではなく評議員が理事・監事を選任し、その後、理事が互選で理事長を選任する仕組みとする必要があるのではないかと。(花井委員)
- ・ 保育所の70%は、1法人1施設である。評議員会を必置にする場合には、猶予期間を設ける必要がある。また、構成員の中に家族の代表が加わることが望ましいとあるが児童養護施設の場合、虐待による入所者が70%を超える状況で家族の代表を加えることは難しい。(藤野委員)
- ・ 評議員会は議決機関にすべきであると考える。評議員会は地域の福祉ニーズを法人経営に取り入れるとともに、議決機関として、「理事・監事・会計監査人の選任・解任」と「定款の変更、合併の承認、役員の報酬の決定等」を決定する機関とするべきではないか。これらの仕組みを実行するには、現行の評議員会のイメージではなく、株主総会のような考え方が近いのではないかと。(藤井委員)
- ・ 規模の小さな法人に対しては、複数法人で評議員会機能、監事の共有化もできるようにするべきではないか。あわせて、仕組みができたにも関わらず、できない法人に対しては社会福祉法人をやめてもらうということも念頭に置いた議論が必要ではないかと。(松山委員)
- ・ 社会福祉法人は独立した経営理念を持っているため、共通の評議員会を設けるとするのは難しい。一定の猶予期間を設けて、各法人で評議員会を設置すべき。(藤野委員)
- ・ 共通の評議員会の設置は義務化すべきということではなく、そのような仕組みも認めてはどうかという提案である。いずれにしても、何もしない法人が出てきた時にどのような対応をするべきなのか検討しておく必要がある。(松山委員)

3. 監事に関する事項

厚生労働省から示された以下の考え方にもとづき、議論が行われた。

監事に関する事項の考え方

(1) 監事の位置付け・権限・責任

- ・一般財団法人・公益財団法人と同様に、監事の選任・解任は評議員会の議決事項とすべきではないか。
- ・監事の定数については、法律上2人以上とし、財務会計及び社会福祉事業に精通する者を選任することとしてはどうか。
- ・監事の権限として、理事、使用人に対する事業報告の要求や財産状況の調査権限等を法律上規定してはどうか。
- ・監事の義務として、新たに理事会への出席義務、理事が不正行為をした場合等における理事会への報告義務等を法律上規定してはどうか。
- ・監事の責任についても、明確化し、適正かつ公正な監事監査を促すようにしてはどうか。

委員からの主な意見（事務局整理）

- ・ 法人のガバナンス強化と牽制機能を実効的に高めるには、評議員会以上に監事の権限を強めることが有効ではないか。その際、年間数回の監事会の開催ではなく、理事会への出席義務化や定期的な事業確認などによって、現場の意見を拾い上げていく役割を明確にすべきではないか（関川委員）
- ・ これまで税制対策として税理士を監事に選任しているケースが多かったが、経営の適正化を図っていくという意味では公認会計士の選任を行っていくべきではないか（鎌倉委員）

4. 会計監査人に関する事項

厚生労働省から示された以下の考え方にもとづき、議論が行われた。

会計監査人に関する事項の考え方

- ・一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付けてはどうか。
 - ・会計監査人の権限、義務、責任を法律上明記してはどうか。
- ⇒監事への報告義務、損害賠償責任 等

委員からの主な意見（事務局整理）

- ・一定の規模の社会福祉法人は、公認会計士、監査法人による監査を実施するべきではないか。（対馬委員）

第3回部会は、9月11日（木）に開催される。

会員法人の皆様
本会ホームページをご活用ください！
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）